第 5915 号

READAS リーダァスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2018年)平成30年 3月 14日 水曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所 ／ 相続税申告相談センター（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：http://www.souzokuzouyo.com

♤ 夫婦間での居住用不動産の贈与

Q：昨年、夫婦生活が20年を超えましたので、自宅の一部を夫から贈与でもらいました。2,000万円を超えないので、贈与税は非課税となりますので、申告は不要ですか？

A：申告しなければなりません。

【解説】

お尋ねは、夫婦間で居住用不動産を贈与したときの配偶者控除と言われるもので、婚姻期間が20年以上の夫婦の間で、居住用不動産又は居住用不動産を取得するための金銭の贈与が行われた場合は、基礎控除110万円のほかに最高2,000万円まで控除（配偶者控除）できるという特例です。要件は、次のとおりです。

①夫婦の婚姻期間が20年を過ぎた後に贈与が行われたこと

②配偶者から贈与された財産が、自分が住むための国内の居住用不動産であること又は居住用不動産を取得するための金銭であること

③贈与を受けた年の翌年3月15日までに、贈与により取得した国内の居住用不動産又は贈与を受けた金銭で取得した国内の居住用不動産に、贈与を受けた者が現実に住んでおり、その後も引き続き住む見込みであること

なお、この特例の適用を受けるには、財産の贈与を受けた日から10日を経過した日以後に作成された戸籍謄本又は抄本、戸籍の附票の写し等の書類を添付して、贈与税の申告をしなければなりませんので、限度額以内でも、確定申告が必要になります。